

管理事業 F A Q (利用者向け)

【申請前】

Q01. 漫画家協会に申請すれば、どの著作者の作品でも必ず許諾がもらえるのですか。

A01.ちがいます。委託者リストに掲載されている著作者に限ります。また、使用申し込み内容により著作権者からお断りの返事もらった場合は許諾できないこともあります。

Q02.委託者リストに掲載されている著作者であれば、出版以外の利用の許諾がもらえるのですか。

A02.協会ですら許諾できるのは、委託者であっても複製(や電子出版)に関してのみです。アニメ化、ドラマ化、舞台化、海外出版、商品化などの許諾はできません。

Q03.電子書籍ではなく個人の web ページに掲載したい場合、許諾がもらえますか。

A03.個人であっても web 掲載利用について、著作権法 32 条の引用の範囲を越えて利用する場合には申請が必要です。

Q04. 申請して許諾の書類をもらうまでにどのくらい期間がかかりますか。

A04.申請を受けた後に著作権者に使用の可否を伺いますので、許諾を得られ、かつ申請書類に不備がなければ 2～3 週間で許諾書を送付いたします。

Q05. 申請はいつごろ行えばよいですか。

A05.著作物を使用・複製する前に申請してください。著作権者よりお断りの場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。

Q06. 著作物使用の申請を忘れていました。1 週間後には使用したいのですが。

A06.申請を至急してください。著作権者に許諾を求める使用方法の場合は許諾を出せない場合があります。

Q07. 著作物使用料はどのくらいかかりますか。

A07.まずは、使用料規程をご確認ください。細かい金額をご希望の場合は、使用方法により異なりますので、申請フォームに必要事項を入力し備考欄に「先に使用料をお知らせください」とご入力ください。折り返し使用料をお知らせいたします。この使用料はあくまでも著作権管理部に管理委託がある著作者にのみ適用されます。

Q08. 許諾の有効範囲 (期限) はどのくらいですか。

A08.申請に記入された期間、発行部数の分だけとなります。申請の期間を越えて利用した場合は追加の申請をしてください。ホームページ掲載なども申請した期間のみ有効となります。期間延長の場合は再度ご申請ください。

Q09. 著作権の保護期間はいつまでですか。

A09.著作者の没後 70 年までとなります。著作者の没年に 70 を加算した年の 12 月 31 日までが保護期間です。

例) 1960 年 4 月 8 日没 → 2030 年 12 月 31 日までが保護期間です。逝去の日にちではないことに注意してください。したがって保護期間が切れるのは 2031 年 1 月 1 日からとなります。

Q10. 著作権の保護期間が切れているものは申請しないで自由に使ってもいいですか。

A10.保護期間がすでに切れたものについては、著作権者の許諾を必要とはしません。ただし著作権の保護期間中に複製し著作権の保護期間が切れた後に出版する場合は著作物使用申請が必要です。

翻訳出版物の場合、著作者の保護期間が終了していても翻訳者の権利が存続している場合がありますからご注意ください。

著作権の保護期間がきれた著作物であっても、著作者人格権の侵害行為にあたることや著作者の名誉を傷つける行為はしてはならないこととなっていますので、十分に注意してください。

Q11. 著作者名がわからない作品ですが申請できますか。

A11.著作権は著作者の没後 70 年間保護されています。著作者名がわからない限りは保護期間がわかりませんし、管理部では作品名で委託を受けているのではありませんので、著作者名がわからないものは申請を受けることができません。国会図書館等で作品名から著作者を検索してください。

Q12. 申請漏れで、無許諾で使用していたことが判明しました。手続きをすれば許諾をもらえますか。

A12.同時に使う他の著作物を申請した際に申請漏れがあった場合と、単独で使用したが申請していなかった場合では意味合いが違いますので、どちらの場合でも協会に至急ご連絡ください。

Q13. 下請けで仕事をしています、申請者及び支払者として印を押しましたが、支払いは発注もとからできますか。

A13.できません。押印した社名・学校名・団体名等の名義でお支払をお願いいたします。

発注もとの名義でお支払いを希望される場合は、改めて発注もとの捺印申請書類を作成してください。

【申請後】

Q14. 申請内容を間違えてしまいましたが、修正できますか。

A14. 申請控えメールの返信または「17 許諾申請についての相談フォーム」に修正箇所を記載してご連絡ください。

内容によっては再申請をお願いすることがあります。その場合は当協会よりご連絡いたします。

Q15. 申請内容に変更や取消しが発生しました。変更できますか。

A15. 許諾前の場合は申請控えメールの返信または「17 許諾申請についての相談フォーム」に変更箇所や取消し内容を記載してご連絡ください。

事務手続きにつきましては協会よりご連絡いたします。

Q16. 申請して3週間たちますが、許諾書兼請求書が届きません。届くのはいつ頃になりますか。

A16. 申し訳ございません。申請が込み合っているか、著作権者からの返事がきていない可能性があります。また、郵便事情等により申請書が協会に届いていないことがあります。お手数ですが、申請書が届いているか申請控えメールのご返信または「許諾申請についての相談フォーム」よりお問い合わせください。

【許諾後】

Q17. 許諾を受けた内容（発行日・定価・頁数・放送日など）に変更があります。どうすればよいですか。

A17. 申請控えメールの返信または「17 許諾申請についての相談フォーム」に許諾番号と変更内容を記載してご連絡ください。追って、協会よりご連絡いたします。

Q18. 支払いをするためには、許諾書兼請求書以外に見積書及び納品書が必要です。発行して送ってもらえますか。

A18. 申し訳ございませんが、当協会では準備出来かねますので必要な書類を作成の上、協会へご郵送ください。また切手を貼付した返信用封筒も同封してください。協会印を押してご返送いたします。

Q19. 許諾をもらいましたが、今回は使用しないことになりました。どのような手続きが必要ですか。

A19. 申請控えメールの返信または「許諾申請についての相談フォーム」に、許諾番号とその理由をご入力の上送信してください。事務処理上の詳細につきましては、担当者よりご連絡申し上げます。

また許諾手続きにかかった郵送料など請求させていただく場合がありますので了承ください。

Q20. 重版（増刷）をする予定です。どのような手続きをすればよいですか。

A20. 「重版・増刷の通知」フォームよりお手続きください。通知受信後、金額などに不備があればご連絡いたします。3週間以内にご連絡がない場合、支払いの手続きをお願いいたします。

Q21. 許諾書兼請求書を紛失してしまいました。再発行は可能ですか。

A21. できません。

【支払い】

Q22. 支払い方法はどのようになりますか。

A22. 会社等、団体の場合は協会より郵送します「許諾書兼請求書」に振り込み先の銀行口座名を記載したもの発行しております。記載の指定銀行にお振込みください。振込手数料はご負担ください。

個人でのご申請の場合は、許諾書の発行前にお振込いただくこともあります。その場合は協会よりご連絡いたします。

Q23. 複数の許諾書の使用料を一括で振込みしてもいいですか。

A23. 一括での振り込みは可能ですが、申請控えメールまたは「許諾申請についての相談フォーム」より許諾番号・合計金額・振込み日を振り込み日より前にお知らせください。

Q24. 振込みに際して源泉徴収する必要はありますか。

A24. 漫画家協会は法人ですので、源泉徴収はしないで使用料全額をお支払いください。協会より著作権者に支払う際に一括して源泉徴収の事務処理を行います。

申請内容

【出版】

Q25. 「教育」と「出版」の違いはなんですか。

A25. 当協会では教育を目的とした書籍を「教育」として扱っております。

市販される書籍では C コードが6か7ではじまる学習参考書を「教育」としております。それ以外のものは「出版」扱いとなる場合があります。一般の教養書は教育目的には含まれませんのでご注意ください。「教育」と「出版」では使用料の計算が異なりますのでご了承ください。

Q26. グラは必要ですか。

A26. 出版の場合はご申請と同時にグラをお送りください。データの場合は申請フォームに添付するか、間に合わなければ「許諾申請についての相談フォーム」から、紙の場合は協会ま郵送等でお送りください。申請時にグラが用意できない場合は、いつごろできあがるか備考欄にご入力ください。

Q27. 発行部数など未定ですが、申請できますか。

A27. 「発行部数未定」でご申請ください。予定部数や部数確定日の目安をお知らせください。部数確定後、申請控えメールの返信または「許諾申請についての相談フォーム」に記載して協会までご連絡ください。

【教育】

Q28. 入試問題の作成に申請は必要ですか。

A28. 入試問題を作成する場合、その入試の当該受験者に試験終了後に問題を配布する場合は申請不要です。

当該受験者以外（次年度の入学希望者など）への配布、入試問題集の作成、入試問題のホームページ掲載等の二次使用をする場合は申請が必要です。

Q29. Cコードとはなんですか。

A29. 市販する書籍に付けられる4桁のコードとなります。市販しない製作物の場合は空欄でかまいません。

【その他】

Q30. 委託作家一覧にない著作者の作品を使用したい場合はどうすればいいですか。

A30. 協会では申請をお受けできませんので、著作権者へ直接連絡をお願いいたします。連絡先は当該作品を発行している出版社にお尋ねください。